

改正

平成30年12月28日告示第134号

令和2年1月30日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による家具等の転倒被害から身体の安全を確保するとともに、その後の円滑な避難行動につなげることを目的に、住宅内の家具等の転倒を防止するための対策を講じる者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、下田市補助金等交付規則(平成30年下田市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家具等 たんす、食器棚、本棚等の家具、冷蔵庫、テレビ等の電化製品などの地震発生時に転倒することにより生命に危険を及ぼす可能性のあるもの及び食器、図書等の棚に置かれている物で地震発生時に転落し、散乱することにより円滑な避難行動に支障を来すものをいう。

(2) 転倒防止器具 家具等の転倒又は転落を防止するために有効な金具、突っ張り棒、ベルト等の器具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票に記載されている者)

(2) 転倒防止器具を設置する住宅又は併用住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものをいう。第6条第2項において同じ。)の所有者又は居住者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象者が、自ら家具等の転倒防止器具を取り付ける場合の購入費

(2) 補助対象者が、家具等の転倒防止器具の取付けを事業者に依頼する場合の事業費(転倒防止器具の購入費を含む。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、その限度額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号 10,000円

(2) 前条第2号 20,000円。ただし、転倒防止器具に係る費用として10,000円、取付けに係る費用として10,000円の合算額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 規則の規定による補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書は、家具等転倒防止促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請書に次に掲げる書類を添付して、補助対象経費に係る領収書の発行日から起算して3か月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 転倒防止器具を取り付けた箇所の写真

(2) 補助対象経費の内訳(品目、数量のほか、事業者が取付けを依頼した場合は、取付けに係る費用)が分かる領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請は、住宅又は併用住宅1戸(集合住宅の場合は、1区画)につき1回限りとする。ただし、当該住宅又は併用住宅の所有者又は居住者が変わったときは、この限りでない。

(補助金の額の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付条件に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定による決定をしたときは、交付する補助金の額を確定し、家具等転倒防止促進事業費補助金交付確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による審査の結果、補助金の交付条件に適合しないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、家具等転倒防止促進事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(補助金の額の特例)

2 平成28年度分の補助金から平成30年度分の補助金までについては、第5条中「2分の1」とあるのは、「10分の10」と読み替えるものとする。

附 則(平成30年12月28日告示第134号)

(施行日)

1 この告示は、平成30年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成された用紙は、当分の間調整して使用することができる。

3 この告示の施行前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当する様式により取り扱ったものとみなす。

附 則(令和2年1月30日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。